

～ 相談窓口（市内） ～

沼田市役所 市民協働課市民相談係  
(沼田市配偶者暴力相談支援センター)

0278-25-3990

沼田市下之町888番地  
テラス沼田3階11番窓口

平日8:30～17:15  
(土曜・日曜・祝日・年末年始は休み)

★ NPO法人 結いの家

0278-22-2035  
月～土曜9:00～17:00  
(日曜・祝日は休み)

結いの家では・・・  
家族内の問題、DV・虐待・共依存症・  
貧困など、またそんなに大きな問題でな  
くても夫婦や親子関係など日常生活の中  
でお悩みを抱える方に、精神的、身体的  
援助を実施

DV被害者支援事業

その① シェルターでの一時保護

身体的、精神的な支援を実施  
本人の希望により社会的自立  
のための支援も実施

その② DV被害者プログラム

DV被害女性のために、チカ  
ラを付けるプログラムを実施

その③ DV防止啓発活動

DV・デートDV防止プログ  
ラムを一般・中学生・高校生  
・大学生に向けて実施

その④ 家族療法による支援

家族の承諾・協力を得て実施

★ 群馬県警察 沼田警察署

0278-22-0110  
24時間受付

～ 相談窓口（市外） ～

はれれば  
★ DV相談ナビ #8008（短縮）  
最寄りの相談窓口に自動転送

★ 群馬県女性相談支援センター  
(配偶者暴力相談支援センター)  
027-261-4466  
平日 9:00～19:30  
土曜10:00～17:00  
日曜13:00～17:00

★ 群馬県警察本部  
ストーカー・配偶者暴力対策係  
027-243-0110  
平日8:30～17:15

★ 群馬県警察本部  
警察安全相談室  
027-224-8080  
#9110（短縮）  
24時間受付

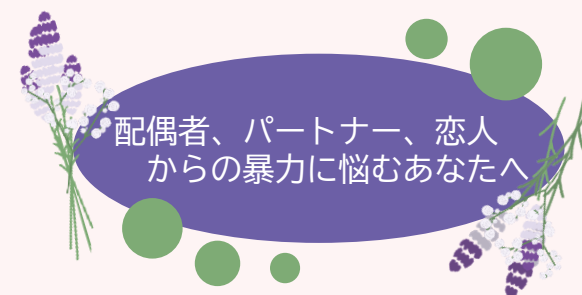
★ 前橋地方法務局 人権擁護課  
女性の人権ホットライン  
0570-070-810  
平日8:30～17:15

★ 法テラス群馬  
DV等被害者法律相談  
0570-078320  
平日9:00～17:00

★ 群馬県性暴力被害者サポートセンター  
Save ぐんま  
#8891（全国共通短縮ダイヤル）  
027-329-6125  
平日9:00～17:00

★ 男性DV被害者相談電話  
027-263-0459  
毎月第2・第4水曜12:00～13:30

★ 内閣府 DV相談+（プラス）  
0120-279-889  
24時間受付  
メール、チャットでも受付  
<https://soudanplus.jp/>



配偶者、パートナー、恋人から、身体や  
心が傷つくようなひどいことをされたら、  
それはDV（ドメスティック・バイオレン  
ス）です。

我慢をしたりひとりで悩まないで、相談  
してください。



沼田市役所  
市民協働課 市民相談係  
(沼田市配偶者暴力相談支援センター)

☎ 0278-25-3990

## DV (ドメスティック・バイオレンス) とは

DV (ドメスティック・バイオレンス) とは、配偶者、パートナー、恋人など親密な関係にある、または、あった者から振るわれる暴力のことをいいます。

### 暴力の種類

**身体的暴力**

- 殴る蹴る
- 物を投げる
- 首をしめる
- 刃物で脅す

**精神的暴力**

- 大声でどなる
- 無視する
- 何でも従うように強要する
- 「誰の嫁ぎで食べているんだ」と見下す

**社会的暴力**

- 人との付き合いを制限する
- 手紙などをチェックする
- 外出させてくれない
- SNSなどをチェックする

**経済的暴力**

- 生活費を渡さない
- 貯金を勝手に使う
- 働くことを妨害する
- 家庭の収入について一切知らせない

**性暴力**

- 嫌がっているのに性行為を強要する
- 中絶を強要する
- 裸の写真や動画を無理やり撮る
- ポルノビデオや雑誌を無理やり見せる

**子どもを巻き込んだ暴力**

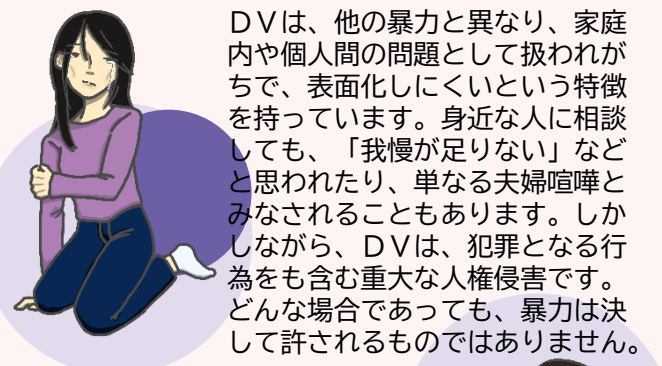
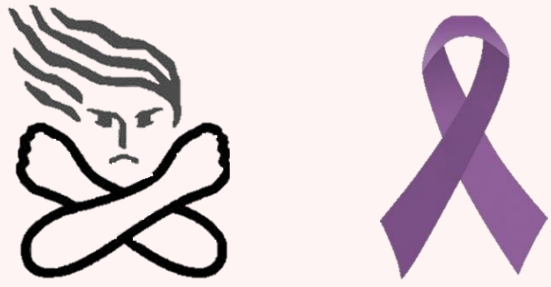
- 子どもの前で暴力を振るう
- 子どもへの暴力をほめかす
- 子どもに言いたいことを伝えさせる
- 子どもに悪口を吹き込む

## デートDVとは

デートDVとは、恋人同士の間にかかるDVのことです。殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、「他の異性と会話をするな」と命令したり、交友関係や行動の監視、着信履歴やメールのチェックなど、自分の思いどおりに支配しようとする態度や行動もデートDVです。相手の行動制限などの束縛を愛情と勘違いし、実際には暴力を受けていることに気づきにくい点がデートDVの特徴と言えます。恋人が怖い、恋人の機嫌が悪いとビクビクする、言いたいことが言えないなど感じたら、二人の関係をもう一度見直してみてください。

## DVは人権侵害

～女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク～  
～パープルリボン～  
女性に対する暴力をなくそうとのメッセージが込められています。



DVは、他の暴力と異なり、家庭内や個人間の問題として扱われがちで、表面化しにくいという特徴を持っています。身近な人に相談しても、「我慢が足りない」などと思われたり、単なる夫婦喧嘩とみなされることもあります。しかしながら、DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。どんな場合であっても、暴力は決して許されるものではありません。

誰もが安全で自分らしい生活を送る権利があります。ひとりで抱え込まずに、まずは相談することが解決への一歩です。我慢をしたりひとりで悩まないで、相談してください。



## DVのサイクル

多くの場合、DVには次のサイクルがあると言われています。ちょっとしたことでストレスをためていく「緊張形成期」、激しい暴力を振るう「爆発期」、一転して優しくなり反省・謝罪する「ハネムーン期」。このサイクルが繰り返されることにより、支配・被支配の関係はますます強化されてしまいます。その結果、心身共に疲弊し、逃げる機会や気力を失い、サイクルから抜け出せなくなってしまうのです。経済的理由や将来への不安などから逃げられない場合もあります。



## 被害者への影響

身体的暴力による直接のけがのほか、PTSD (心的外傷後ストレス障害) を発症したり、無力感や絶望感に苛まれたりするなど、そうしたことから対人不信やうつ病を招く場合もあり、その影響は広範囲にわたります。また、避難のために引っ越しをする必要がある場合は、住み慣れた土地を離れることによる喪失感ももたらします。このようにDVは、被害者の生活を大きく変えてしまうのです。

## 子どもへの影響

DVが行われている家庭では、子どもが親から暴力を受けていることもあります。また、親のDVを目撃することは心理的虐待になり、子どもの心を深く傷つけます。暴力のある家庭環境におかれた子どもは、情緒不安定になりやすく、良好な人間関係が持たなくなって学校に行きたくなくなるなど、さまざまな影響が表れます。このように、子どもの成長や発達に悪い影響を与えます。